

生産緑地法第10条の買取りの申出について

生産緑地地区は、良好な都市環境の形成を目的として指定されておりますが、指定から30年経過した場合、又は農林漁業の主たる従事者が死亡若しくは故障した場合、市へ買取りの申出をすることができます。（生産緑地法第10条）

買取りの申出を行う際は、事前に電話予約の上で、次の書類をご用意いただき、都市計画課へ申請してください。

1. 主たる従事者が死亡した場合

申請する土地の名義が誰になっているかにより、必要書類が異なります。

必 要 書 類	遺産分割	所有権	所有権
	協議前	移転登記前	移転登記済
①生産緑地買取申出書	○	○	○
②生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書	○	○	○
③土地登記簿謄本	○	○	○
④公図写（申請地を赤枠で囲む）	○	○	○
⑤申請者の印鑑登録証明書（複数の場合全員分）	○	○	○
⑥地積測量図・実測図 （土地家屋調査士、測量士等作成のもの）	○	○	○
⑦委任状（代理人による提出の場合）	○	○	○
⑧法定相続情報証明制度の法定相続情報一覧図の写し	○		
⑨遺産分割協議書写		○	

※申請地に所有権以外の権利がある場合、以下の書類も必要です。
権利を消滅させる旨の誓約書（権利者の印鑑登録証明書を添付）

※法定相続情報証明制度とは、各種相続手続きに利用できる制度で、法務局で申出をし、無料で法定相続情報一覧図を発行しています。
申出から発行までは3日から10日程度かかります。

※申請期間は、主たる従事者の死亡から概ね1年以内となります。
1年を超える場合、買取りの申出申請の前に事前に審査を受ける必要があります。

【1年を超える場合の提出書類の例】

理由書・印鑑登録証明書・相続税の申告期限が延伸された事を確認できる書類

2. 主たる従事者が故障した場合（生産緑地法施行規則第5条）

必要書類は、1の死亡の場合と同様です。
ただし、買取りの申出申請の前に、故障認定を受ける必要があります。

【故障認定手続きについて】

故障認定申請書・印鑑登録証明書・障害者手帳等の故障が分かる書類・委任状（代理人による提出の場合）を揃えて申請してください。書類審査、従事者本人との面接、農業委員会への意見照会を行い、総合的に判断して故障認定をいたします。

ご不明な点は係員まで。
立川市 まちづくり部 都市計画課
042-523-2111（内線2367）